

●「(年休は)OKです。出ます。」とは言っていない。

「今の状況なら(年休は)出ると思います。」と言っただけです。

●業研と病欠が発生し、要員がいなくなり、年休が付与できなかった。

## こんな言い訳、通用すると思いますか！？

2月6日、柳楽さんの第2回本人訴訟が開催されました。

今回、会社側から、柳楽さんが請求した2019年6月4日の年休を、何故、付与しなかったのか具体的主張を詳述し、“正当化する”書面が提出されました。そこでは、

① 柳楽さんの6月4日の年休請求に対し、「戸塚助役は、親指を立てて『OKです。出ます。枠が取ってありました。』と即決で年休を付与する回答をした。」事実はない。と、あらためて柳楽さんに年休を認めた事実を否定しています。

しかし、さすがに“**あった事実を、なかったことに全否定することができず。**”「戸塚助役は、同日(6月4日)が年休となるか否かを原告が尋ねてきたので、同日について、新たな業務の発生や他の社員からの優先すべき追加年休の申し込みなどの状況の変化がなければ、現時点では、原告が年休となるのではないかと思われる旨を述べたに過ぎない。」等と、**弱々しく“年休が取れる見込みを言っただけ。”**と**言い訳をしている**のです。

② また、柳楽さんの6月4日の年休請求に対し「時季変更権を行使した理由」については、柳楽さんが5月27日に年休請求して以降、5月29日に支社で業研会議が6月4日に開催されることが決定し、同じく5月29日に6月1日以降の長期病欠者の発生も明らかとなった。この2つの理由により、6月4日に4名の要員が必要となり、「事業の正常な運営の為、」柳楽さんの年休請求に対して時季変更権を行使した。と主張しています。

柳楽さんは、次回、会社の上記①②に対し、**反論を行う予定**になっています。

しかし、①については、いくら柳楽さんが会社主張を否定しても、会社は認めないと思います。したがって、証人調べの場で、戸塚助役に「年休出ます！ OKです。」と発言した具体的証拠を突きつけ、白黒を付けたいと思います。ぜひ、楽しみにしてください。

また、②についてですが、6月4日の大交両での年休取得者は1名もいないのです。

柳楽さんが最初の年休請求者で、業研会議が決まったのも病欠が発生したのも柳楽さんが年休請求した5月27日より後の5月29日なのです。したがって、柳楽さんへの時季変更権の行使が違法なことは明らかです。

注目してください、**次回の裁判は、**

**5月21日 16時～** 大阪地裁 405号法廷です。